

## 第9期第2回

# 福祉のまちづくり推進会議

## 議 事 録

日 時：平成29年8月28日（月）午後2時開会  
場 所：視聴覚障がい者情報センター 2階 大会議室

## 1. 開 会

○事務局（中田企画調整担当課長） それでは、定刻となりましたので、ただいまから第9期第2回札幌市福祉のまちづくり推進会議を開催いたします。

本日は、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

私は、福祉のまちづくり推進会議事務局の障がい福祉課企画調整担当課長の中田でございます。

開会に当たりまして、障がい保健福祉部長の山本からご挨拶を申し上げます。

○山本障がい保健福祉部長 いつもお世話になっております。

障がい保健福祉部長の山本でございます。

第9期第2回となります本日の札幌市福祉のまちづくり推進会議の開催に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

皆様には、お忙しい中をご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

平成29年9月から始まりました第9期推進会議の委員の任期は今月いっぱいをもって満了となります。これまで、委員の皆様方には、部会などにおきまして熱心なご議論、ご審議をいただきまして、また、貴重な意見も賜りまして、心からお礼を申し上げたいと思います。

本日は、第9期の締めくくりの全体会議でございますので、ぜひ積極的なご意見を頂戴できればと考えております。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（中田企画調整担当課長） 続きまして、事務局より、委員の皆様方の出席状況についてご報告させていただきます。

本日は、当会議の松川会長が所用により欠席となりました。そのほか、石田委員、沖村委員、小倉委員のお三方、合わせて4名から欠席のご連絡をいただいております。

当会議の委員数は24名、現在ご出席されている委員の数は20名となりますので、福祉のまちづくり条例施行規則第14条第3項により、当会議が成立することをご報告いたします。

引き続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

○事務局（樋口事業計画担当係長） それでは、事務局の樋口より、資料の確認をさせていただきます。

まず、第9期第2回札幌市福祉のまちづくり推進会議と書かれた本日の会議次第、委員名簿、座席表が机の上にありますので、ご確認ください。

次に、事前に送付させていただいております資料でございますが、資料1は、第9期福祉のまちづくり推進会議開催状況になります。資料2は、平成27年度第2回公共的施設のバリアフリーチェックの概要になります。また、関係資料として、右上に資料2-1と書かれている西2丁目地下歩道の整備についてと資料2-2と書かれている西2丁目地下歩道柱イメージになります。資料3は、平成28年度第1回公共的施設のバリアフリーチェックの概要になります。また、関係資料として、右上に資料3-1と書かれている白石

区複合庁舎フロアガイドと右上に資料3-2と書かれている白石区複合庁舎改善箇所の写真になります。資料4は、危険施設等通報システム通報状況になります。資料5は、心のバリアフリーガイド見直し案になります。資料6は、心のバリアフリーガイド目次（全体構成）の見直しになります。そのほか、第1回全体会議で配付しました心のバリアフリーガイドをお持ちいただくようお願いしておりました。

不足している資料はありますか。

皆様、よろしいですか。

それでは、資料確認については以上です。

○事務局（中田企画調整担当課長） 事務局からは以上でございます。

本日は、松川会長が欠席となりましたので、これからの議事進行につきましては、浅香副会長にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

## 2. 議 事

○浅香副会長 浅香です。松川会長が欠席となりましたので、かわりまして進行させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

先ほど、山本部長のご挨拶の中でもありましたけれども、第9期の福祉のまちづくり推進会議の委員任期が今月末ということですので、本日は、2年間にわたり二つの部会で議論された内容を報告していただきまして、皆様で再確認をしたいと考えております。

議題に入る前に、まず今期の推進会議の開催状況について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（樋口事業計画担当係長） それでは、事務局の樋口からご説明申し上げます。

推進会議の審議経過についてのご説明になります。

右上に資料1と書いている資料をごらんください。

第9期の福祉のまちづくり推進会議につきましては、平成27年9月1日から平成29年8月31日までの任期で皆様に務めていただきました。資料では、全体会議と専門部会ごとに整理をしております。それぞれの会議について、その中で審議された議題等をあわせて掲載しております。全体会議につきましては、第1回目を平成27年12月16日、第2回目を本日で、合計で2回開催いたしました。専門部会につきましては、第1回の全体会議において公共的施設のバリアフリーチェックシステムと危険施設等通報システムを検証する優しさと思いやりのバリアフリー部会と市民向け啓発冊子である心のバリアフリーガイドの検証やその他のマナー問題といったソフト面の検討を行う心のバリアフリー部会を設置することといたしました。優しさと思いやりのバリアフリー部会は、第1回目を平成28年1月27日に、第2回目を平成28年12月12日に合計で2回開催しました。また、バリアフリーチェックにつきましては、平成28年2月17日に西2丁目地下歩道について、平成28年10月5日に白石区複合庁舎についての合計2回、優しさと思いやりのバリアフリー部会の委員の皆様にも出席いただき実施しました。心のバリアフリー部

会は、第1回目を平成28年5月11日、第2回目を平成28年10月14日、第3回目を平成29年1月23日、第4回目を平成29年6月19日ということで、合計4回の開催をいたしました。

以上が第9期の福祉のまちづくり推進会議の開催状況になります。

○浅香副会長 ありがとうございます。

それでは、議題に入ります。

最初に、優しさと思いやりのバリアフリー部会からの報告となります。

部会長からの審議内容などの報告に先立ち、まず、事務局より公共的施設のバリアフリーチェックシステムと危険施設等通報システムについて、その概要を説明していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○事務局（樋口事業計画担当係長） 石橋部会長からの優しさと思いやりのバリアフリー部会の審議内容のご報告に先立ちまして、事務局から概要について説明させていただきます。

最初に、公共的施設のバリアフリーチェックシステムです。

こちらは、従来の数値化されたバリアフリー基準のみに頼るのではなく、人の目や感覚に基づく新たな取り組みとして札幌市が公共的施設を整備する際に、障がいのある方や高齢の方などによるバリアフリーチェックを実施して意見を求めるシステムとなっております。

このシステムの対象となる事業ですが、床面積の合計が2,000平米以上の公共的施設を新たに整備する場合や、新・札幌市バリアフリー基本構想に基づくバリアフリー化事業の道路で、障がいのある方や高齢の方などの意見を活用する場合、また、地区公園や総合公園を新たに整備する場合となっております。札幌市老人クラブ連合会と札幌市身体障害者福祉協会から推薦いただいたチェック実施者がバリアフリーチェックを行うものです。また、優しさと思いやりのバリアフリー部会の委員にも、本システムの検証のためご参加いただいているものになります。

皆様の任期中に実施しました2件のバリアフリーチェックにつきまして、続けてご報告させていただきます。

それではまず、右上に資料2と書かれております平成27年度第2回公共的施設のバリアフリーチェックの概要をごらんください。

こちらは、1番と2番の項目にありますとおり、平成28年2月17日に行われました西2丁目地下歩道整備事業のバリアフリーチェックになります。

右上に資料2-1と書かれている西2丁目地下歩道の整備についてという資料をごらんください。

まず、1枚目の左側にある図をごらんください。

今回整備される地下歩道は、西2丁目地下歩道と赤色の吹き出しがついているところになります。詳細は、右側の平面図をごらんください。

この地下歩道により、北海道経済センタービルや市役所本庁舎、平成30年度にオープン予定の市民交流プラザに地下から直接行くことができるようになります。

それでは、資料2の平成27年度第2回公共的施設のバリアフリーチェックの概要に戻ってください。

3番のチェック時期から説明を続けさせていただきます。

このチェック時期は、設計段階における図面でのチェックで、市役所本庁舎内の会議室で行っていただきました。

事業実施部局ですが、建設局土木部道路課と道路設備課、また、現在は名称が変わり市民文化局市民交流プラザ開設担当部となっておりますが、当時は観光文化局市民交流複合施設担当部になっています。

チェック実施者につきましては、札幌市老人クラブ連合会は欠席となりましたけれども、札幌市身体障害者福祉協会から10名ご参加いただきました。また、優しさと思いやりのバリアフリー部会からも9名の委員にご参加いただきました。

次に、裏面の2ページをごらんください。

9番、バリアフリーチェックの内容があります。これは、バリアフリーチェックの際にいただいたご意見、ご質問、ご要望などと、それに対する市の考え方になります。この中で、検討すると回答していた項目や特に補足説明が必要な項目について、平成28年12月に開催しました第2回優しさと思いやりのバリアフリー部会の際にご説明させていただきました。

まず、項目の3番と7番にある柱と床のコントラストについてです。

柱と床については、全くの同色にはしない予定でありまして、また、柱につきましては右上に資料2-2と書かれている西2丁目地下歩道柱イメージにあるとおり、柱の四つ角付近の面4箇所从上から下までガラスモザイクタイルを取りつけることにより、障がいのある方にも柱を認識していただけるような工夫を施します。また、ガラスモザイクタイルによる色分けで方角的な意味合いを持たせることができないか検討しているとのことでした。

次に、項目の5番、エスカレーターへの音声案内の設置についてですが、こちらは、音声案内を設置することといたしました。

続いて、3ページをごらんください。

項目の10番、床に大きく駅の方向や接続するビルを示すことについてですが、床のサインについては、意識的に視線が下方に向いてしまうことにより、前から来られる歩行者と接触するなどのおそれがあることから、柱の面にサインを設置する予定です。また、先ほどご説明いたしました柱の面に設置予定のガラスモザイクタイルによる色分けで方角的な意味合いを持たせられないかということも検討中です。また、その後につきましても、必要に応じて各項目に関係の深い関係団体の方に直接ご意見をお伺いしながら、関係課でオープンに向けて検討を進めているところです。

それでは、続きまして、右上に資料3と書かれています平成28年度第1回公共的施設

のバリアフリーチェックの概要とある資料をごらんください。

こちらは、1番と2番にありますとおり、平成28年10月5日に行われました白石区複合庁舎等整備事業のバリアフリーチェックになります。

白石区複合庁舎につきましては、簡単に概要を説明させていただきます。お手元の右上に資料3-1と書かれている白石区複合庁舎フロアガイドをごらんください。

白石区複合庁舎は、地上6階地下2階の建物で、白石区役所、保健センター、保育・子育て支援センター、区民センター、えほん図書館などが入った複合施設になっており、地下鉄白石駅と地下2階で直結しています。既に皆様もご存じのとおり、昨年11月7日からオープンしております。

それでは、資料3の平成28年度第1回公共的施設のバリアフリーチェックの概要に戻ってください。3番のチェック時期から説明を続けさせていただきます。

チェック時期は、施工段階におけるチェックということで、実際に現地の施設を見ていただきながらご意見をいただきました。

事業実施部局は、市民文化局地域振興部区役所整備担当課、都市局建築部建築工事課、電気設備課、機械設備課、白石区市民部総務企画課になります。

チェック実施者につきましては、札幌市身体障害者福祉協会から6名、札幌市老人クラブ連合会からは2名にご参加いただきました。また、優しさと思いやりのバリアフリー一部会からも7名の委員にご参加いただいております。

次に、2ページをごらんください。

9、バリアフリーチェック内容になります。こちら、バリアフリーチェックの際に検討すると回答していた項目や、特に補足説明が必要な項目を中心に説明させていただきます。

まず、項目の3番のトイレのサインについてですが、回答にありますとおり、天ぶりサインを1階、2階、4階、6階に掲示しました。右上に資料3-2と書かれている白石区複合庁舎改善箇所の写真をごらんください。その上側の写真のとおりとなっています。

次に、項目の4番の多目的トイレの使用中表示についてですが、錠の横に赤は使用中のサインを掲示しました。本日お配りした資料の下側の写真のとおりになります。

次に、項目の5番の高いところにあるサインが認識しづらいという意見についてですが、低いところにも床置きの誘導サインを設置し、認識しやすいようにいたしました。

次に、項目の6番の柱の白い部分が見づらいという意見ですが、柱にポスターなどを掲示することにより見やすくいたしました。

次に、資料の3ページ、項目の8番のエレベーターへの誘導ブロックの配置についてですが、本日お配りした資料の裏面の上側の写真のとおり、左に寄せて再配置しております。

次に、項目の13番ですが、地下2階の自動ドアの切り文字サインについてですが、切り文字の裏にグレーのシートを張ることにより、より見やすくいたしました。本日お配りしている写真の資料の裏面の下側の写真のとおりとなっております。

次に、項目の14番、地下2階のエレベーターのサインについてですが、床置きサインをふやすとともに、上部へもサインの掲示を行いました。

バリアフリーチェックについては、以上となります。

続きまして、危険施設等通報システムについても合わせてご説明させていただきます。

右上に資料4と書かれている危険施設等通報システム通報状況をごらんください。

一番下にありますとおり、危険施設等通報システムにつきましては、保健福祉局に市民からの通報窓口を設け、人の目や感覚により、多くの方が利用する建築物、公共的施設における危険な箇所を早期に発見して対策を講じることにより、事故を未然に防ぐシステムとなっております。このシステムの対象は、公共的施設ということで多くの方が利用する建築物等で、道路、公園を除くものとしており、こうした施設の廊下、階段、便所、敷地内の通路、駐車場、出入口、エレベーター、その他の部分の構造や配置、設備に関し、法令や条例等に規定する整備基準を満たしているか否かにかかわらず、通常有すべき安全性を欠き、またはそれに準ずる状況にあり、施設の利用者等の身体に具体的な危険をもたらす箇所となっております。

資料中の1、通報件数ですが、平成27年度は18件、平成28年度は8件、平成29年度7月末時点では1件となっております。これは、障がい福祉課が直接受け付けるもの以外にも、市役所の市民の声を聞く課や各区総務企画課広聴係において、市政相談や要望書として受け付けられたもので、障がい福祉課にも参考送付されているもの、または他課への要望などで障がい福祉課に回答が求められているものなど、公共的施設のバリアフリーに関するものになります。

2、通報内容については、全てがバリアフリーに関する意見、要望となっております。本システムの対象外となっております。ご意見、ご要望の内容については、例として記載させていただきました車椅子用駐車スペースや多目的トイレなどが多くございます。通報先や通報方法などの内訳は、資料裏面のとおりでとなっております。

事務局からの報告は以上でございます。

○浅香副会長 どうもありがとうございました。

続きまして、優しさと思いやりのバリアフリー部会の審議内容などにつきまして、石橋部会長より報告をお願いいたします。

○石橋委員 優しさと思いやりのバリアフリー部会長の北海学園大学の石橋でございます。

ただいま、事務局から概要の説明をしていただきましたので、私からは部会での審議内容についてご報告をさせていただきたいと思っております。

先ほどの事務局からのご説明のとおり、優しさと思いやりのバリアフリー部会は、公共的施設のバリアフリーチェックシステムと危険施設等通報システムの二つを検証する部会として設置されています。

部会を2回開催いたしました。また、検証のためバリアフリーチェックに2回参加いたしました。ただいまがちょっと長くなっておりますけれども、二つ、先ほど申し上げまし

た公共的施設のバリアフリーチェックシステム及び危険施設等通報システムの検証を協議した結果をご報告させていただきます。

まず、公共的施設のバリアフリーチェックシステムについてです。

先ほどご説明がありましたように、議題が二つございました。西2丁目地下歩道のバリアフリーチェックと白石区複合庁舎のバリアフリーチェックの二つございまして、まず、西2丁目地下歩道のバリアフリーチェックシステムにつきましても、出入り口の盲導鈴を設置しないというのは決定事項なのか、柱の4面に色をつけて方向をわかるようにすることを検討中とのことだが、西2丁目地下歩道だけの話なのか、これから市全体に広げていくのか、デザインの統一を図るのであれば、利用者にとっては有効だと思う。柱に設置するサインはどのくらいの高さにどのように設置するのか、目線のところでわかりやすいように設置してもらいたいなどの意見、要望がありました。

二つ目の白石区複合庁舎のバリアフリーチェックシステムにつきましても、地下の入り口がわかりづらい。多目的トイレの錠については、赤と青が見づらいという話であれば、それへの対応としては合っていないのではないかと、他のサインのがきれいにできているのに、単に紙を張りつけたようなものではデザイン的にどうなのか、弱視の人は赤、青の小さい表示では見えない、使用中と書いた札をぶら下げておけばいいのではないかと、地下鉄の改札口を出てからどちらに行けば区役所に行けるのかがわかりづらい、区役所から隣接する商業施設に行くにはどうすればいいかがわかりづらい、これから、東京オリンピック・パラリンピックの関係などでサイン計画は重要になるので、市独自のサインマニュアルを当事者の意見を聞きながらつくったほうがいいなどの意見、要望がありました。

以上、それぞれのバリアフリーチェックについての主な意見、要望をご報告しましたが、特に、白石区複合庁舎のバリアフリーチェックについては、完成間近の状態での現地でのチェックとなったため、安全面などの関係で難しいとは思いますが、なるべく早い段階でのチェックのほうが無駄な費用が発生しないで済むのではないかとという実施時期についての意見があったほか、過去のバリアフリーチェックなどの場に出た意見、要望等について新しい施設の計画設計に反映させないと意味がないと思うという情報共有についての意見がありました。バリアフリーチェック自体はよい取り組みだと思いますので、バリアフリーチェックに参加された方や部会での意見などを生かして、さらに効果的なバリアフリーチェックを実施していただきたいと思います。

続きまして、二つ目の危険施設等通報システムについてです。

第1回の部会において、委員の皆様から、福祉や危険といった事柄に限定されずに不便さや快適性といった幅広い意見を吸い上げられるようにすべきではないかと、根拠規定である優しさと思いやりのバリアフリーに関する要綱と名称のギャップが市民へのわかりづらさにつながっているのではないかと、そもそも名称がかた過ぎるので、システムの名称変更をしたほうがいいのではないかとといった意見がございました。

これを受けまして、第2回部会において事務局から、市民から寄せられる幅広い市政に



対する意見は、現状、市民の声を聞く課や各区役所の広聴係などの広聴部門が集約し、障がい福祉課だけではなく他機関も含めた関係部門へ情報提供し必要な対応を検討できる体制をひいています。本システムの本来の設置目的が市民の安全性に重きを置いたものであることに立ち返ると、機能拡大を目指すよりは、これまでと同様に、広聴部門も含め、関係部局とうまく連携しつつ、市民には広く相談ができる門戸を広げた上で、意見の中から本システムに該当するものがあれば迅速に対応できるよう日々チェックしていく体制を維持してまいりたい。名称変更については、根拠規定はあくまで市内部のルールとしての役割を有しているものに過ぎず、一般市民に対しては、よりわかりやすい内容で制度を説明したパンフレット等でもお知らせしている。これを踏まえまして、この名称のギャップをもってシステムが適切に運用されていないとは考えにくいと思う。しかしながら、システムの本来的機能がより有効に働くような、市民にわかりやすいよりよい名称があればご意見をいただきたいとの説明がありました。

委員の皆様からは、他機関に情報提供した通報について、どのように対応したかを市としておさえておく必要があるのではないか、バリアフリーチェックで得た知識や知恵をどのように蓄積して次に生かしていくのか、地域の小学校がクラスで居住地の危険箇所マップエリアなどをつくっているという話をよく聞くので、小学生という比較的若年者層に対して本システムをPRするような仕組みはできないだろうか、電話を受け取って、ただ交通整理をするのであればシステムというほどのものではない、危険施設や通報という言葉を使うとハードルが上がってしまうので余り使わないほうがいい、障がい者団体や高齢者グループなどには知れ渡っているのか、PRはどのように行っているのかなどの意見、要望がありました。

以上、主な意見をご報告いたしました。本システムを運用していくのは、市民に理解していただくというのが大前提になると思います。したがって、PRの方法を工夫、検討して市民周知を図っていただきたいと考えております。

優しさと思いやりのバリアフリー部会に関する審議内容の報告は以上となります。

○浅香副会長 ありがとうございます。

ただいま、事務局からの概要説明と石橋部会長から部会での審議内容につきましてご報告をいただきましたが、ご質問やご意見があればお伺いしたいと思います。

特に、心のバリアフリー部会の委員は初めてお聞きになる内容が多いと思いますので、わからない点や気になる点などがありましたら、あわせてお話をいただければと思います。よろしく申し上げます。

○木下委員 札幌市肢体障害者協会の木下です。

白石区複合庁舎のバリアフリーチェックの際、地下鉄から庁舎をチェックしているのですけれども、駐車場は民間の施設ということでチェックしなかったのでしょうか。

○石橋委員 当日、私も参加したのですが、私は、駐車場は拝見させていただいておりませんでした。

補足することがあれば、事務局からお願いします。

○事務局（樋口事業計画担当係長） 事務局から補足ですけれども、市有施設だけが対象ですので、駐車場が入っている隣の民間施設は、公共的バリアフリーチェックシステムの対象外ということで、当日もチェックは入れていなかったかと思います。

○浅香副会長 では、白石区役所には駐車場はないのですか。

○事務局（樋口事業計画担当係長） 区役所自体にはないのですけれども、隣の商業施設に駐車場が入っているのです。ただ、バリアフリーチェックシステムの対象となるのが、あくまで市の施設ということで、民間施設の部分はチェック対象外ということになっておりました。

○浅香副会長 それは、商業施設から区役所までのルートを検証したほうがよかったかもしれませぬ。

そのほか、何かございませんか。

○鎌内委員 公募の鎌内です。

ご意見が何件かあるとお聞きして、障がい福祉課だけではなくて、いろいろなところでもご意見をいただいているということですが、これは障がい福祉にかかわるであろうという場合は、そういうご意見をお聞きになった担当の方々には、すぐに情報を提供しているのでしょうか。

やはり、気になるのは、会長がおっしゃったように、その後どうなったか、それがこの問題とは関係なかった、ここでやることではなかったなら、これは該当したからここまでやりましたとか、こういう委員会が今後続くのであれば、そういうご報告をその都度報告されたほうが早い改善に結びつくのではないかと思います。

やはり、相談件数が非常に少ないと思いました。いろいろな箇所で皆さんの声が出せるようになっているのであれば、札幌市ではもうちょっと多いのではないかと思いますのですが、その点は集約がこの数字にきちんと出ているのかどうかお尋ねしたいと思いました。

○浅香副会長 危険施設等通報システムのことですね。

○事務局（樋口事業計画担当係長） まず、質問が2点あったと思いますけれども、恐らく、障がい部門以外で受けた要望等について、速やかに障がい福祉課に回るような体制になっているかというところですが、市の広聴部門でお受けした市民の皆様からの声に関しては、障がい福祉課だけではなくて関係セクションに速やかに情報共有できるような体制が築かれております。

2点目の民間施設に対する情報提供以後の進捗管理のところですが、確かに、指導権限の有無というところも絡んできまして、その後どうなっていますかという情報収集を求めること自体、なかなか難しいかと思っております、その辺は今後の検討課題とさせていただきます。

確かに、現在は、一度情報提供して以降、定期的にその結果を問い合わせているようなことはしていない状況になってございます。

○浅香副会長 鎌内委員、よろしいでしょうか。

○鎌内委員 現状がそうだとお聞きしましたので、結構です。

やはり、窓口といいますか、どこで声を聞くかが集約されていきますとおっしゃいましたが、総合相談窓口があればと思っていたのです。やはり、皆さんどこに言っていいかわからないというのが、こういう数値にあらわれてきてしまうのではないかと考えております。民間であれば、それならこの商業施設の担当につなぎましょうということが丁寧になされていると思いますが、多分、お困りになっている方はそこまでの判断が難しいと思うのです。そこまでやれたほうがいいなと思いました。

○浅香副会長 石橋委員、ご専門の立場から何かありますか。

○石橋委員 窓口の一本化は、札幌市の組織の考え方だと思います。行政の場合でも、本来に一本化にして、とりあえず意見は全部そこに言ってくださいといったシステムにしている行政も聞いたことはあります。

ただ、そこからどう振り分けるといった判断がそれを聞いたセクションに求められるわけですね。ですから、その辺の判断が難しくなってくるというふうなこともありますから、だとしたら初めからある程度専門的なところに振り分けておいて、その中で専門的な判断をもって、これはうちが持てる、これはうちは持てないとか、そういうふうなやり方、結論から申し上げますと一長一短があると思います。ですから、その辺のところは、今のやり方が決してベストではないといった考えで、札幌市の意見広聴のあり方みたいところは引き続きご検討していただけたらいいと思います。

民間との絡みという話については、個人的にはなかなかしんどいと思います。例えば、民間の雑居ビルがあって、そこに不備があるとなったときに、それは、たな子の責任なのか、ビルのオーナーの責任なのか、その辺はぱっと見た感じではなかなかわかりづらいところがあります。あとは、電話でお受けしたことが、果たして聞いているほうがきちっと受けとめられるかどうか、その辺のところはやはり状況にもよるとは思うのですが、慎重に判断する必要がある。

ですから、つなぐということは、確かにおっしゃるとおりだと思うのですが、行政というのは、非常に力、権限を持っているといったことはご認識していただけないと思いますので、私の個人的な考えからすると、軽くは動けないと思います。

○鎌内委員 私が今お聞きしたかったのは、白石区の複合庁舎につきまして、民間から駐車場なりに入ってくるというところで、個別の店や建物のところは、もちろん難しいと思っております。

○石橋委員 私も現場に行ったので、ちょっとわかりづらかったのです。実は、ほとんど同じ時期に、庁舎と隣の民間施設がオープンしたので、どこからどこが民間でどこからどこが市役所の部分なのかというのは、正直言って非常にわかりづらかった、そういう側面はございます。それは、私も本当に感じました。

○浅香副会長 今のところは、民間であった関係で駐車場を実際に見ることができなかつ

たという話になりましたが、今後、そういうところもチェックしながら、バリアフリーになっていないような、区役所まで行く行程で支障のあることがあったら、この部会とか、それぞれの障がい者団体を通じて要望していきたいと考えます。

危険施設等通報システムは、今回は平成27年度からのケースが上がっていますがけれども、以前は結構あったのを私も覚えていますがけれども、逆に、年々なくなってきたのはいいことだと思っています。新設の公共施設をバリアフリー、ユニバーサルデザインにするというのは当然の話で進められていますので、既存の建物の中とか歩道で危険箇所があればチェックして、民間であっても直してもらおうというのは、過去に狸小路のエレベーターの段差がすごく高くて二十何センチメートルぐらいあって、そういうところが危険だからということで札幌市を通じて要望して、改修していただいたり、民間だからまるっきり何もしないということではなくて、私たちも動きながら札幌市を通じて要望を出しているところ直して、歩道だとかも斜め勾配の極端なところを直してもらうだとか、そういうこともしていただいていますので、ここでそういうところを見つけただとか、ここで話し合ったから手をこまねいているという形にはなっていません。

そのほか、何かございますでしょうか。

○東委員 公募の東でございます。

今お話しいただきました駐車場の件でございますが、白石区の市民部総務企画課というところがお問い合わせ先になっているのです。ですから、何もできなかったというのはどうかと思います。せめて、こちらに連絡をして白石のガーデンプレイスパークというところに問い合わせぐらいはできたのではないかという気がするのです。その上でどうしようもなかった、撤去させてもらえなかったというのなら問題はないかと思いますが、まずは、白石区市民部総務企画課がお問い合わせ先になっていますから、ここに連絡をして、バリアフリーチェックをしたいのですけれどもというお話ぐらいはできたという気はします。

それとは別に、チェック実施者についてです。どちらも、札幌市身体障害者福祉協会と札幌市老人クラブ連合会と私たちのバリアフリー部会の委員も出たということですが、この内訳を知りたいのです。せめて障がいの状況、身体なのか聴覚なのか視覚なのかといったことを若干載せていただかないと、何をチェックしたのかよくわかりません。点字ブロックをちゃんと見たのか、トイレの手すりがちゃんとできているのを見たのか、そういったことがわかる範囲内で載せていただかないと、人数だけ載って配慮者が来たよということだけがわかって、この人たちは何を調べたのだろうと思うのです。ですから、せめて人数の横の部分でもいいので、肢体が何人、聴覚が何人、視覚が何人、内臓疾患の方がいらっしゃったら内臓疾患の方、難病の方がいらっしゃったら難病の方が何人という形で、せめて構成だけでも教えていただけるといいかと思いますが、いかがでしょうか。

○浅香副会長 事務局からお願いします。

○事務局（樋口事業計画担当係長） バリアフリーチェックの関係で、隣の施設の駐車場

のチェックができたかもしれないというご意見と、次回以降になるかもしれませんが、  
も報告の際に、障がいの内訳とか当事者の構成をわかるようにしてほしいというご意見か  
と思います。

白石区に関しては、事前に駐車場の情報というのは我々もつかみ切れなかった部分と、  
あとは、制度上、市有施設が対象となっていて、民間施設ができ得るかどうかは規定をも  
う一度見直してみないとわかりませんので、そこは今後に向けて検討していきたいと思  
います。

チェック実施者の報告に関しては、今回は間に合いませんでしたけれども、ご指摘を踏  
まえまして、次回以降、個人名は載せられませんが、障がいの種別等がわかるような形を  
工夫していきたいと思います。

○浅香副会長 反省とこれからの課題ということでご意見をいただきましたので、直せる  
ところは直したりしていきたいと思います。よろしくお願いします。

そのほか、何かございますでしょうか。

○水尻委員 札幌市手をつなぐ育成会の水尻でございます。

今のことに近いのですけれども、駐車場の問題は、区役所になくて、結局その民間施  
設を使わなければいけない、ほかにも公の施設で駐車場をお持ちになっていなくて近隣の  
民間のところを使うことになっている施設は、札幌市内に幾つかあると思うのですけれ  
ども、その公の建物になくて皆様お使いになる駐車場が近隣の民間であるときに限って、そ  
こを特例で同じようにバリアフリーのチェックをさせていただくとか、全てができれば  
一番いいのですけれども、せめて公の建物のかわりに利用するとわかっているときだけ  
でもできればと思いますので、そのあたりのご検討をよろしくお願いいたします。

○浅香副会長 先ほど東委員がおっしゃったのと同じく、民間であっても、そこしか駐車  
場がないわけだから、そこから区役所まで行くルートだとか、そういうことは検証の必要  
性があるのではないかと思いますので、反省とこれからの課題も含めて検証していきたい  
と思います。よろしくお願いします。

○水尻委員 特例で法律の網がかかったら一番いいと思うのです。条例なり何なりの網が  
かかったら一番いいのかなという気はします。

○浅香副会長 そのほか、何かございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○浅香副会長 それでは、次に進めさせていただきます。

続きまして、心のバリアフリー部会からの報告になります。部会長からの審議内容など  
の報告に先立ちまして、まず事務局から、心のバリアフリーガイド等につきまして、その  
概要を説明していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○事務局(樋口事業計画担当係長) 吉田部会長からの心のバリアフリー部会の審議内容  
のご報告に先立ちまして、事務局から、心のバリアフリーガイドについて説明させてい  
だきます。

本日ご持参いただくようお願いしておりました心のバリアフリーガイドは、高齢の方や障がいのある方など全ての市民一人一人がお互いを理解し助け合い心のバリアを取り除き、共に生きるまちづくりを実現するために一般市民向けに作成したものです。

内容としましては、各障がいの概要や困っていること、主な配慮の仕方などを掲載しています。しかしながら、このバリアフリーガイドは、平成25年に作成したもので、作成からもうすぐ4年が経過することになるため、心のバリアフリー部会において、見直しに向けてその内容のご検討をいただいております。

障がい当事者や関係団体なども対象にアンケートを行った結果や部会で審議いただいた結果を踏まえて事務局が作成しました見直し案が資料5になっております。全体の構成について、現行版からの変更点については、右上に資料6と書かれている心のバリアフリーガイド目次（全体構成）の見直しのとおりです。これにつきましては、現行のバリアフリーガイドには反映されていない難病であったり、高次脳機能障がい、言語障がいなどを追加することと、盲ろうと色弱、色覚異常を関連の深い障がいの後に移動しています。

資料5の見直し案については、第4回の部会でご審議いただいたほか、関係団体の方にも確認をいただいております。

なお、最終的な見直し版については、今年度中の作成を予定しております、委員の皆様につきましては、来年の4月ごろになろうかと思いますが、完成版の送付をさせていただきたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

○浅香副会長 どうもありがとうございました。

続きまして、心のバリアフリー部会の審議内容につきまして、吉田部会長より報告をお願いいたします。

○吉田委員 心のバリアフリー部会の部会長を務めさせていただいております北翔大学の吉田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

ただいま、事務局から心のバリアフリーガイドの概要につきまして説明いただきましたので、私からは、部会での審議内容についてご説明、ご報告させていただきたいと思っております。

先ほど事務局から説明のありましたとおり、心のバリアフリー部会は、市民向け啓発冊子心のバリアフリーガイドの検証やその他のマナー問題といったソフト面の検討をする部会として設置されまして、部会を4回開催させていただきました。

4回の部会では、主に心のバリアフリーガイドの見直し案やその活用方法と配布先について検討を行ってきました。また、そのほか、障害者差別解消法パンフレットの内容等につきましても審議等を行っております。心のバリアフリーガイドの見直し案につきましては、第3回の部会におきまして現行版についてご意見を出していただいた後に、それを踏まえて事務局から作成していただきましたのが、皆さんのお手元にもおありかと思いますが、資料5になります。この後、こちらを使ってご説明申し上げます。

第4回の部会におきましては、資料5の各ページにつきまして皆さんからご意見を出していただいたという流れになっております。本当にたくさんのご意見を頂戴しておりますので、主な意見をご紹介させていただきたいと思っております。

まず、表紙をごらんいただきたいのですが、表紙につきまして、妊婦がいるかどうかははっきりしない。というのは、オレンジ色の服の方かなと思うのですが、妊婦がいるのかなかなかはっきりしないというのが1点と、白杖の人が3人いるのでデザインを少し整理してはどうかというご意見が出ています。

続いて、1ページ目をごらんいただきたいのですが、心のバリアフリーと共生社会というタイトルになっているのですが、読み飛ばしたくなるような気持ちにかられる、少しかたい表現なのではないかという結構厳しいご意見をいただいております。

続いて、2ページ目を見ていただきたいのですが、配慮を心がけましょうという表現は、声かけをしましょう、よく聞きましょう、配慮を心がけましょうというふうに三つ書かれているのですが、少し重たい表現になっているのではないかというご意見もいただいております。

続きまして、3ページ以降、29ページに関しては、いろいろな障がいのことについて説明させていただいているのですが、どの障がい等も、困っていることを理解しましょうという組み合わせになっていて、その後、こんなことに配慮しましょうというくだりになっていて、こういうことをしてくださいというお願いになっているので、困っていることを理解しましょう、こんなことに配慮しましょうという表記が適切ではないのではないかというご意見をいただいております。

これ以降のページは、大体このようなコンセプトでつくられていっているのですが、少し飛びまして、11ページをごらんください。

肢体不自由というページですが、カフェとかスロープのあたりで車椅子を使用されている方が困っているというシーンになっています。イラストの吹き出しの水滴マークの意味がよくわからないので、改善したほうがよいのではないかというご意見をいただいております。

また、13ページの内部障がいに移りますが、内部障がいというのは、イラストで紹介するのは非常に難しいところではあるのですが、まちを歩いておられる方の中には、呼吸器系の部分で携帯用の酸素ボンベを持っている方もいらっしゃると思うので、そういった方は実際に当事者とか関係する方がいらっしゃればわかるのでしょうか、なかなかわかりにくいところもあるので、このイラストの中に盛り込んではどうか、あるいは、表紙に入れるのはいかがかというご意見が出ています。

続きまして、15ページをごらんください。

知的障がいのところになります。一番上の説明文の中で、毎日利用していても目的地が変わると自分の乗るバスがわからなくなるとか、いつも乗っているバスがラッピングされていると乗っていいかどうかかわらなくなるという話を聞いたことがあるので、入れて

はいかがかというご意見が出ています。

また、限られた紙面の中でイラストを入れて表現するというのは難しいと思うので、いつもと違う、見た目が変わるとわかりにくいという要素を入れられるとよいのではないかとご意見もいただいています。

今度は、20ページをお開きください。

精神障がいのところになります。真ん中のイラストについて、幻覚や妄想をイラストで表現するというのが難しいところもあって、この絵から与える印象も難しいのではないかとご意見もいただいています。

続きまして、22ページの言語障がいのところになります。

皆さんもお気づきかと思うのですが、ほかの障がいのところに比べて、このページだけ極端にイラストが少なく文字のボリュームが多くなっており、ですので、ほかの障がいに比べて専門的な用語とか内容がかなり盛り込まれているので、もう少し簡単にわかりやすい説明になったらよいのではないかとご意見が出ています。

続きまして、24ページを開いてください。

難病のところになるのですが、難病は個人差もあつたり病状によって大きな変化もあり、症状がわかりにくいので、自分からどういう配慮をしてほしいかというようなことをおっしゃっていただかないと、このパンフレットの中に表現するというのはちょっと難しいのではないかとご意見もいただいています。また、このイラストの方は心のバリアフリーガイドというイメージを持たずに、このイラストの男性をごらんいただくと、何か障がいがあるとかご病気があるというふうには一見すると見えないので、その方の隣に病名と主な症状と配慮できることというのが記されていると思いますが、このあたりのことについても、なかなかここに表現するというのはちょっと難しいのではないかとご意見もいただいています。具体的に病名などを入れてこういう病名でこういう症状があつて、こんなことに配慮が必要なんですということを文章で表現したほうがよいのではないかとご意見もいただいています。

続いて、25ページをごらんください。

高齢者のところになります。高齢者は非常に個人差が大きいところがあり、また、身体的な変化の中で視覚、聴覚、筋力といったさまざまな変化があらわれるという文脈で表現したほうがよいのではないかとご意見もいただいています。特に、認知症につきましては、異なった表記として表現するほうが望ましいのではないかとご意見もいただいています。

続いて、27ページをお開きください。

27ページ、28ページの両方ともイラストが描かれているのですが、このイラストから発せられるイメージと説明が余り対応していないのではないかとご意見もいただいています。



最後になります、36ページの多目的トイレのほうをごらんください。

ちょうどセンターのあたりに、多目的トイレを上から見ているイラストが出てくると思うのですが、このイラストを上からのぞき込むような形になっているかと思うのですが、このイラストの左上のところはトイレになっていてというふうにイメージしていくのだと思いますが、人によっては、このイラストではどれがどれに当てはまるのかというのが非常にわかりにくいのではないかということで、引き出し点などをつけてわかりやすくしたほうがよいのではないかという意見が出されています。

今回ご紹介したのは、あくまで主なご意見として、実に多岐にわたるさまざまなご意見を頂戴し、たくさんの議論を積み重ねさせていただきました。

時間の関係で主なご意見しか報告できないのですが、委員の皆様からたくさんいろいろな意見が出されましたので、どのように心のバリアフリーガイドの見直し版に反映するかにつきましては、事務局に一任させていただくことになりました。

長くなりましたが、心のバリアフリー部会における審議内容の報告は以上となります。  
○浅香副会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま事務局からの概要説明と吉田部会長からの部会での審議内容の報告について、ご意見やご質問を受けたいと思います。また、心のバリアフリーガイドの見直し案の内容につきましては、優しさと思いやりのバリアフリー部会の委員の方は初めてごらんになると思いますので、既に心のバリアフリー部会においてご議論された内容と重なるかもしれませんけれども、ここはこうしたほうがいいのではないかというような気になる点がありましたら、あわせてご発言いただければと思います。

また、ただいま吉田部会長も最後におっしゃいましたけれども、内容については、部会としていろいろ議論された上で事務局に一任されたということですので、全体会議としましても本日の会議においてご意見を出していただいた上で、内容については事務局にお任せしたいと思います。それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○浅香副会長 これからいろいろご発言やご意見をいただいた上で、その中で事務局で持ち帰って、またもんでもらったりするということにさせていただきたいと思います。

それでは、何か気がついた点、余りにも多様なご意見が出たようで、私も見るのと吉田部会長の説明とではぴんとくるところとそうではないところがあります。

○石橋委員 3点ございます。

まず1点目は、視覚障がい者の方について触れた項目ですけれども、きちっと読み込んでいないので、もし書かれているとか、議論の中でその辺は検討したというのであれば無視していただいてもいいと思いますが、白杖を持っておられる方が全盲の方というイメージが一般の方には強いと思うのです。ですから、必ずしも白杖の人は全盲ではない、弱視の人もいるよといったことは触れてもいいのかなというふうに思っているのですが、いかがでしょうか。

もう一点、25ページの高齢者のところです。

これは、たまたま研究でやったので個人的にひっかかっているのかもしれないのですけれども、高齢者になるにつれてといったところで、25ページから説明文があるのですけれども、極端な例を申し上げますと、例えば、札幌の有名人でいいますとスキヤーの三浦雄一郎さんですね、あの方は80何歳でエベレストに登るぐらいの体力があるわけですよ。つまり、高齢者だからといって一般にみんながみんな体力とか筋力とか認知性が落ちてくるわけではなくて、私の理解では、幅が広がるということです。元気な人はずっと元気だし、三浦雄一郎さんは元気だし、でも、すごく体力とか認知能力が落ちる人はどんと落ちるといったようなことが、若年者に比べて幅が広いといったところで私は理解しています。その結果、平均値をとったら一般の若い人と比べたら平均値が下がるといった認識でいます。この辺は、非常にややこしい話なので、書きぶりが変わるかもしれないのですけれども、私は研究した経緯があって、ひっかかってしまいましたので、これについてもご意見をいただければと思います。

もう一点は、私の勉強不足かもしれません。カラーユニバーサルデザイン認証マークというものがございます。こういう活動をやっておられるということについては、以前から存じ上げていますし、こういったマークを最近よく見かけるようになったなということについても存じ上げてはいるのですけれども、例えば、スーパーのチラシでこのカラーユニバーサルデザイン認証マークのものがついているときがあります。ここまで踏み込んで言っていないかわかりませんが、これがついているからといって免罪符になっていないかといったところが多々あります。

色の問題というのは、物の素材の表面の光の入りぐあいであったり、照明であったり、色だけをそのまま並べてみたら確かにわかりやすいかもしれないのですが、設置している状況によって随分変わってくるということを私も勉強させていただいているのですけれども、色の問題について、このマークがあることでオールオーケーみたいな話になってしまうのは違うと思います。

ですから、このマークをここに載せるかどうかといった議論も別にあるかもしれませんが、こういう市民に伝えるこういうところに載せていいのかどうか、私個人としては、ちょっとひっかかります。

○浅香副会長 今のことは、ご意見として伺うということでもいいですか。特段、お答えができるところはありますか。

○事務局（樋口事業計画担当係長） 事務局から回答申し上げます。

今、3点ご意見いただきました。

視覚障がいの方も全盲だけではなく、弱視の方もいらっしゃいますという部分に関しまして、今でも冒頭の説明にいろいろな状態の方がいらっしゃいますという説明は載せておりますが、ご意見を踏まえまして、最終的な表現はこれから考えていきたいと思っております。

もう一点の高齢の方のお話については、まさにご指摘のとおり決めつけた表現というの

は、そもそも心のバリアフリーの本質にかかわるところですので、石橋委員のご意見を踏まえて表現は考えていきたいと思っております。

最後のカラーユニバーサルデザイン認証マークに関しては、確かに、免罪符になっていないかというところで、市政刊行物につきましては、我々の広報課でも職員がチェックさせていただいていますけれども、そういったご指摘が今後はないように気をつけてまいりたいと思います。

○吉田委員 今、石橋委員からご指摘があったところですが、視覚障がいのところも含めて全てそうなのですが、各領域ごとの当事者団体の方に校閲ではないですけれども、チェックしていただいたり、どのような内容を盛り込んでいただきたいのかということも含めて原案をつくり、さらに、部会の委員で検討を積み重ねてきているところではございません。

ですから、石橋委員がおっしゃるとおり、白杖を持っていらっしゃる方がイコール全盲だというイメージは、このメンバーの中では思われていないのでしょうかけれども、これを読み手として一般市民が読まれるときにどう受けとめられるのかについては、やはり検討が必要だと感じた次第です。

2点目の高齢者の部分については、ちょうど25ページを見ていただくと、このイラストの髪型からそもそも始まっていて、たくさんのご意見が出たところではあったのです。確かに、ここは個人差も大きいところがございます、一概に表記するというのは難しいのですが、個人差はあるのだけれども、こういった変化があらわれるという個人差の中の身体的な変化とか認知面の変化といったところをご理解いただくというところの一助としてお使いいただくというぐらいしか、ここでは難しいと感じているところです。

最後のマークの部分につきましては、マークについて具体的にどれを盛り込むべきかかといったところは、部会の中では具体的に検討されていないのです。ただ、こういったマークがあるということと、このマークが何を意味するのかといったところを一般の方に理解していただくというところが、この心のバリアフリーガイドのメインになっているので、石橋委員がご指摘されているカラーユニバーサルデザイン認証マークに限らず、このマークがあるイコールオールオーケーというふうには、私個人としては考えていません。

○浅香副会長 ありがとうございます。

マーク一つとっても、今全国の障がい者団体でも、もうちょっと統一したほうがいいのではないかと、障がい当事者は大体覚えているけれども、ほじょ犬マークのように文字が書いてあればわかるけれども、一般市民の障がいのない方が見てそれぞれのマークの意味を一般市民はほとんど把握していないだろうと、だから、できる限り統一していったほうがいいのではないかとこの話しが浮かび上がっているところで、逆に札幌市一つとっても、もうすぐですけれども、これができるときにはヘルプマークも入るのではないかと思いますので、逆にふえるのかなと思っています。

○須田委員 公募委員の須田です。

副会長がおっしゃったヘルプマークの件です。

14ページにハート・プラスマークというふうに入っています。30ページは、ヘルプマークを掲載予定となっています。32ページには、またハート・プラスマークとなっていますね。私の聞くところでは、札幌市がヘルプマークを今年度中に導入するそうですが、その辺をお知らせください。ヘルプマークというのは、赤の長方形の上にプラス、下にハートというすごくわかりやすいマークなのですが、それを持っていると気をつけてくださいという表示になるというふうに聞いています。これが不統一になっていないかということの確認です。

○事務局（中田企画調整担当課長） ヘルプマークは、この秋の導入を予定しており、近々日程もはっきりする予定になっております。

ハート・プラスマークというのは対象が狭いのですけれども、こちらでお配りする予定のヘルプマークにつきましては、内部障がい、人工関節、難病も含めて、外からわかりづらい障がい等があつて、配慮を必要とする方ということで、ハート・プラスマークと比べると、かなり幅広なのです。ですから、自閉症の方で困っていることがあればつけていただいで全然構いませんということで、幅広になっていますので、ハート・プラスマークよりは少し広い概念と考えておりますので、タイミング的にもすごくいいので、これにつきましては、30ページに詳しく掲載したいと思っております。

○坂口委員 使い分けがあるのかもしれないのですが、一般的に障がい者というと、札幌市は「がい」を平仮名でずっと使っていると思いますが、このガイドの中では混載されています。要は、どちらかに統一してほしいということと、国のマークなどの説明書は、障がいの「がい」はほとんど漢字で書いています。札幌市は平仮名になっているけれども、国では漢字を使っている。ところが、札幌市のガイドの中にも漢字を使っているところもあるのです。平仮名にするのであれば、きちんと全て統一して平仮名にしてほしいし、漢字を使うのであれば全て漢字にしたほうが見やすいのではないかと思います。

○浅香副会長 事務局からお願いします。

○事務局（中田企画調整担当課長） まず、例えば、マークの説明は、国のホームページから引用しているものにつきましては、そのとおりの表記でやっているというのが一つでございます。それと、札幌市として、基本的に障がいを示す場合は、おっしゃったとおり「がい」の文字は平仮名で表記しておりますけれども、その中でも、例えば、法で決められた障害福祉サービスですとか、用語として法でそういうふう書いてあれば漢字の「害」を使いますということは、このバリアフリーガイドにかかわらず、庁内で統一してそういうやり方をしております。結果として、統一した表記になっていないということはおっしゃるとおりですけれども、一定の基準に基づいてそういう表記をしているというところをご理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

○坂口委員 しつこいようですけれども、どちらを使ってもいいですよという解釈をしていいのですか。漢字を使うのと平仮名を使うのはきちんと区分されているのですか。

○事務局（中田企画調整担当課長） 今申し上げたとおりですが、法律で決まった用語として使うときは、その法律に「害」と書いてあれば漢字を使います。基準ですので、これを見た方にこれを使ってくださいという意味ではなく、札幌市の立場として、表記としての平仮名と漢字の使い分けになっております。

○坂口委員 例えば、35ページの視覚障害者誘導用ブロックは漢字を使っているのです。38ページにも身体障害者補助犬健康管理手帳は漢字を使うのだけれども、あとは、盲導犬の欄では「視覚に障がいのある人が」と平仮名を使ったり、混在されているような感じがします。

○事務局（中田企画調整担当課長） おっしゃるとおりです。35ページの誘導ブロックでいえば、JISで決まっているのが漢字で、全国的な名称としてこうなりますし、38ページの補助犬の健康管理手帳も同様に、国全体で漢字を使っているということですが、  
「聴覚に障がいのある」という表現は札幌市として平仮名を使っているという使い分けになっています。

○浅香副会長 そのほか、何かございますでしょうか。

○鎌内委員 これは4年に1回ぐらいの改定になるのでしょうか。

○事務局（樋口事業計画担当係長） 特に期間を限定して作成しているものではございませんで、今後、大きな見直しの必要性が生じた場合には、適宜、見直すものになるかと思えます。

○鎌内委員 この間、やってきた中で障害者差別解消法というのができまして、その周知と、先ほどのパンフレットやできあがってしまったポスターのどこかにその一文は入れられたらいいかなと思いました。

○浅香副会長 障害者差別解消法という文言が入っていないというご意見でした。

○事務局（樋口事業計画担当係長） まさに、先ほど、1ページ目は読み飛ばしたくなるというご意見もございました前書きの部分に、権利条約とか、国の動向、障がい者施策の動向みたいな部分がありますので、そういったところに最新の情報として障害者差別解消法が施行されましたといったことも載せられるかと思えます。そういった方向で検討していきたいと思えます。

○浅香副会長 大体は、それぞれの障がい団体や高齢団体で、検閲をしたという大げさかもしれませんが、見ていただいて校正したり訂正したりされている内容を踏まえて、ここでの委員からのご意見を踏まえてよりよいガイドにしていこうというお話でした。  
よろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○浅香副会長 それでは、ただいまの委員の皆様方からのご意見を踏まえまして、事務局で再度の検討、修正等をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

全体を通して、ご意見等はございますでしょうか。

○越智委員 公募委員の越智と申します。

私は、今回、2年間やらせていただいたのですけれども、この推進会議という仕組み自体は、平成10年に福まち条例が制定されて以降、こういった仕組みでやってこられているのだらうと思います。それで、第9期までやったということは、もう20年近く、2年間単位で継続的にやられてきて、それぞれの問題について私が2年間経験させてもらったような形での議論を通じて、少しでも、主に公共施設が最優先になっているかとは思いますが、誰もが利用しやすい施設づくり、あるいは、こういったバリアフリーガイドも新しく今後つくっていくということもあって、その部分では、当然、一定の成果は積み上がってきているのだらうと認識いたします。

ただ、僕自身が気になっているところは、いわゆる札幌市としての取り組みであることは間違いないのですけれども、こういった福祉のまちづくりを推進するためには、一つは事業部局があります。そして、事業部局は、福まち条例、あるいは、要綱等に基づく施設づくりを意識してやってもらっていると思いますけれども、気がつかないところとか不十分な部分とが現実にあると思います。例えば、市民からの要望等も踏まえて事業部局は事業部局としての積み重ねの中で取り組んできってもらっているとは思いますが、もっともっと目に見える形で、極端な話、20年前に出たような問題をまたここで同じようなことを議論していても意味がないのかなという気がしないでもないのです、ということは、今までの20年間の実績などを踏まえた上で、それは関係者にとって共通に認識されているべきではないのかなという気がしています。そこで、障がい福祉課が福まち条例の事務局という立場になっていると思いますけれども、その事務局と事業部局との関係について、改めて教えていただきたいのです。

多分、取り次いで要請だけをしているのが事務局ではないだらうと思うのです。だから、それは札幌市の今現在の仕組みの中で、そこまでの権限は持たされていないということなのかもしれませんが、やはり、どこかに福祉のまちづくりを根本的に進めていくという責任ある部署を設けられないかと思うのです。もし権限ないとするならば、そういった権限を持つような形で取り組んでいかれてはどうかと思っておりますので、現在の障がい福祉課の位置づけと事業部局との関係について教えていただきたいと思います。

○事務局（樋口事業計画担当係長） 今現在の我々障がい福祉課とそれこそ道路や施設を建築したりする各部局の関係性ですけれども、ご指摘のとおり、やはり強力な指導権限がある関係ではなくて、各部局が福まち条例なり、それに基づく整備基準に基づいてそれぞれの権限の範囲で取り組んでいただくということになってございます。

ただ、例えば、バリアフリーチェックシステムなどを通じて障がい福祉課とその関係部局でやりとりをする機会がありますので、そうした機会を使って、今後も強力な指導権限を我々が有するという事は難しいと思いますけれども、こういった機会で得た皆様のご意見等を各事業部局と共有して、よりよいものにしていく必要があるものと感じております。

今時点で、至らないところもあるかと思いますが、引き続きそういう姿勢で頑張

っていきたいと思っております。

○浅香副会長 よろしいですか。

○越智委員 今の立場というのは、もちろん理解できるところです。

それで、札幌市全体として福祉のまちづくりをもっともっと進めていくという意味で取り組みはそれぞれされているのですけれども、いわゆる事業部局も含めて対応できない部分は当然あると思います。それは、予算的な問題だとか、現実にはそこにかかってくる問題があると思いますので、その辺も込みで障がい福祉課でそういった権限を持つような形で、やはり推進体制としての事務局という位置づけでもっともっと強力に進めていったほうがいいだろうと個人的に思っています。

もう一つは、まことに失礼な言い方をすれば、たまたま障がい福祉課に配属になったから福祉のまちというものに関心を持った、例えば、交通安全にかかわったから交通安全に関心を持ったとか、防犯関係にかかわったから防犯関係には意識したというのは、一つのきっかけとしてはみんなあって当たり前だと思います。誰もが市の職員だから全ての問題について同じようなレベルで関心を持つなんてことは当然できるわけではありません。ただ、そういった一つのきっかけでかかわってきたということを、仮に仕事を離れたとしても、ずっと意識していただきたいという思いがあるのです。ということは、市の職員は1万6,000人ぐらいいて、それぞれ札幌市内、あるいは、その近郊の都市に生活しています。そういった意味で、かなり市の職員レベルもいろいろな意味で関心を持って地域において活動をやっただけならば、もっともっといいまちができるのだろうと個人的には思っています。これは期待ですけれども、そういった意味で今後とも大いに頑張ってくださいと思っています。

○石橋委員 私は札幌市の肩を持つつもりは全くないのですけれども、ご紹介をしておきます。

実は、私は出身が神戸でして、前の前の職場が兵庫県立の研究所で、そのときに、仕事上、福祉部局の方とおつき合いがありました。その所管は保健福祉系の部局で、所属はそこですけれども、出身を聞いていきますと、建設部局の人も入っていました。どこかの学会の発表で、福祉のまちづくり部局の担当セクションはどこですかと聞いたことがあるのですけれども、まさに札幌市のような文系の部局もあれば、建設系の部局で担当している例もございます。

ですから、今まさに問題なのは、福祉だけの話ではなくて、建築とか都市計画とか生活とか、かなりいろいろな幅広い部局でかかわる横断的なテーマだと思います。

所管の権限という話もあると思いますけれども、僕は、最後の期待を込めておっしゃっていただいた部分に強く共感します。ふだんからの職員の思いというのは、まず、一人の人間としてのそういう思いとか、仕事を通じた知識とか気づきみたいところが仕事のふだんのところでどう生かされるのかといった話だと思います。そういった意味では、先ほどご紹介させていただきましたけれども、今後、例えば、人事交流というふうなところ

で、仮に建設部局の人が入ってきて、行政は大体3年ぐらいだと思いますけれども、3年で経験して、また建設部局に帰っていったら、それだけでも建設部局の中では、まさにこういった会議に出たら、こういうふうな声があるんだとか、全く知らないと思うのです。ですから、そういうふうなことが仮に今後の札幌市の課題の中で取り上げていただいたらもっともっとよくなると思いますし、越智委員におっしゃっていただいたような期待がより現実的なものになっていくと思います。

済みません。余計なことを言いました。

○越智委員 私自身、別に障がい福祉課のやり方がどうのこうのという思いは全くなくて、札幌市が1974年に身体障害者福祉法のモデル都市の指定を受けたと思います。そのときに3年間の指定でやったのは、歩道の段差切り下げがありますね。私もそれを知るまではよくわからなくて、普通に段差が切り下がったんだぐらいしかなかったのですけれどもね、そのモデル都市の指定を受けて3年間である程度集中して札幌市はやってきたということです。それから大分たってからほかの都市に行ってみると、そんなに段差は切り下がっていないのが実態としてあったかと思っています。そういった意味では、率先して福祉のまちづくりということで意識してされていたきっかけが1974年だったと思います。その後、徐々にそういった意味で今現在のレベルまで達してきたということで、札幌市についてはそれなりの実績は当然あると思っています。

ですから、関係者の皆さん方はわかっているのですけれども、一般市民については、福祉のまちづくりというのは、僕が友達に話したとしてもなかなかわからないというのが一つ実態としてあると思います。結局、誰もが利用しやすい施設であれば一番いいに決まっていますから、そういったものをつくるためにはどうしたらいいのか、それは、仮に整備目標を求めて財源手当てもしながら確実に成果を出していくという方向性をもっともっと目に見える形で市民に対して説明をしていけばいいのかなという気もしています。そういう意味では、今後に大いに期待をしているという意味で申し上げました。

○浅香副会長 ありがとうございます。

そのほかに何かありますか。

○高橋委員 公募の高橋です。

先ほどのお話しでもよかったのですけれども、お願いします。

この心のバリアフリーガイドは、この大ききで出版されるのですね。今、札幌市でも子ども用に、漫画が多くて一目で子どもたちが理解して次から次と読んでいくような冊子が結構あって、私は不動産関係ですが、都市計画でも札幌の地区計画はこうやっていますという、大人でも漫画が多いから楽しくて読んでしまうようなものがあるのです。

できれば、これもこの半分ぐらいで抽出して、例えば、漫画の部分を取り出して、重要などころだけ冊子にして、児童会館とかお子さんの集まる大きなスーパーとかに配付して置いてもらいやすいように、これでは重いと思います。だから、漫画チックで漫画の部分を取り出していろいろなところへ配付してちょっと置いてもらうような、お子さんの目に、



若いお母さんの目にとまって一緒に読んでもらうような、予算があればですけども、もう一個、小さい版ができればいいなというふうに、スーパーでも児童会館でもちょっと手にとれるようになっていたらいいなと思っていたのです。

私自身この厚さだと、今は本離れになってきているので、ただ、冊子みたく小さくて、ちょっと読んでみたい、もっと読んでみたいというときは、さらにホームページや取りに来てこういうものがあるということでお子さんとともに勉強してもらえば、その窓口をつくるために小さい軽い版があってもいいと思ったので、予算がありましたら検討してください。

○近藤委員 札幌市視覚障害者協会の近藤と申します。

障がい当事者で、弱視で白杖をついています。

私の所属する部会長の石橋委員におっしゃっていただいて、とても感謝しています。

白杖をついている者には8割弱視がいますので、そこら辺のところをどこかに織り込んでいただければありがたいです。声かけも違ってくると思います。完全に見えないと思っている市民は実際に多いのです。例えば、数日前に中央区役所に行ったときに、暑い日だったので、私は赤信号のときに日陰に立っていました。そうしたら、日の差しているほうにもうちょっと真ん中辺に寄りなさいと高齢の女性の方が声をかけてくれたのです。その方を見るとご自分は日傘を差していらっしゃったのです。私は、弱視で見えているので目をよけていたのですけれども、でも、私は、「ありがとうございます」とお返事をしたのです。

そういう場面というのは、弱視の方もいるということが一般市民にも周知できたら、そういうことも起こらないで済むかもしれないし、起こったとしても障がい当事者が対応すればいいことですけども、とてもありがたいことだと思いました。

最後に一つ、私も札幌市の肩を持つわけでも何でもないのでですけども、障がい当事者と札幌市との関係の現実を一般市民とか委員には見える化状態にはなかなかないと思いますけれども、視覚障害者協会では例えば四六時中のバリアフリーチェックをしています。

ということは、先ほど越智委員がおっしゃったことに通じるのですが、職員である以上の部分にも常に気にしてくれているということです。道路課の職員ですが、本当に障がい当事者にとっては、とてもありがたい方がいまして、ここまで入れ込んでくれて本当に感謝ですといつも思っています。

例えば、西線通の電車通のところの歩道の整備をするということで、点字が切れているところは今現在もたくさんあるのですが、物理的な事情で点字を敷けない場所があるのだけれども、ぐっと右折したり左折したりするより、敷かないでおいて、敷ける状態になったときに真っすぐ入れたほうがいいと思うんだけど、どうですかというお電話一本ですが、それは確実にバリアフリーチェックのことです。今現在、物理的に無理でも、今後、真っすぐ敷設できるような条件になったときにしていただければいいので、それまではカーブしたり遠回りさせたりするよりもそちらのほうがよろしいです、ああ、意見が同じでよか

ったねということが日常茶飯事的に続いています。

現在では、平成30年に開業予定の複合施設の細部にわたることとか、あとは、幻の地下歩道ですね、30年前に建設して、今復活してまた使えることになりましてけれども、そのところの床面とか柱とか天井の色合いがこれでいいのか、同系色だけどうなるというようなことも含めまして、しょっちゅう来所されています。それが多岐にわたります。障がい福祉課も同行されているものもありますし、建設とか複合施設の担当者だけが来られている部分もあります。でも、細かくバリアフリーに気を配っていただいているというか、そういうことがなかなか一般市民とか、当事者以外にはなかなか見える化にはならないのです。

でも、現実には、入れ込みがすごくありがたいと思うような職員がたくさんいらっしゃいます。障がい福祉課の中にもたくさんいらっしゃると思います。他の課でもたくさんいらっしゃると思います。ただ、残念なことに短期間での異動がありまして、あの人がいなくなっちゃうと困るなどということも発生しますけれども、札幌市は、他の政令指定都市に比べて、そんなに何でも言うてくるのかと言われるぐらい、うらやましがられています。

私も会議でよく言うのですけれども、全国の会議では自慢の札幌市です。私が何か言うと、常日ごろ歓声が発生しています。私にとっては自慢の札幌市です。

今後、どんなに人事が変わっても、それから、状況が変わっても、財政難で立ち行かなくなる以外では、どうか今の姿勢を続けていただきたいと思います。部署を超えて、課を超えての横の情報のシェアもお願いしたいと思っています。

私から感謝を込めて、石橋委員にも感謝しまして、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○鎌内委員 小学生用のものは社会福祉協議会がつくられているというので、一度、私たちもそれを見せていただいて精査していければと思っていたところが、ここまできてしまったのです。

最後にお願ひがあるのですが、こちらに越してきて本当に数日で公募のことを知りましてやらせていただいたのですが、いきなりソフトとハードに分かれるみたいな感じのお話をいただいて、これまでの経過もそうでしたが、わからないうちにいろいろなものをいただいて、それをもんでいくのでしょうかけれども、私はなかなか理解しづらくて、何期もやっていらっしゃる方々は頭の中である程度見えているのかもしれないですが、公募で入った私は、それを理解していくのが大変きつかったです。ですから、また新たに公募の方がいらっしゃる時は、レクチャーなり、段階を踏んでいただけたら、もっとよりよい発言が出てくると思ひました。

○浅香副会長 ありがとうございます。

そのほかに何かございませんか。

○須田委員 会議の回数について提案です。

私は優しさと思ひやりのバリアフリー部会に所属しましたけれども、記録を見ますと平

成28年2月17日の地下歩道のチェックと白石区複合庁舎のチェック、この間は約7.5カ月の期間があるのです。それから、平成28年12月にもう一回部会がありましたけれども、それから、きょうで約8カ月ちょっとありまして、この間の時間がすごくもったいないと感じたのです。というのは、2カ所のチェックで十分ということかもしれませんが、札幌市は2026年オリパラに手を挙げていますね。それは30年になるのかどうか分かりませんが、もっともっといろいろなところをチェックする回数をふやして、さまざまな箇所のチェックをできないものかという気がしました。当然、時間の問題、予算の問題といろいろおありでしょうし、担当部局は大変かと思うのですが、これだけのメンバーが集まってこの2カ所で終わりなのかという印象を持ちました。例えば、公共施設でも改修の話もあるはずですので、そういうことも含めてもう少し幅広くできないものかという印象を持ちました。何かお答えがありましたらお聞かせください。

○浅香副会長 事務局、お願いします。

○事務局（樋口事業計画担当係長） 主に、優しさと思いやりのバリアフリー部会の開催回数が少なかったことは、バリアフリーのチェックシステムの開催回数と連動してしまっただころですけれども、現行のバリアフリーのチェックシステムが床面積2,000平米以上というある程度大きな規模の施設の増改築等を対象にしていることもありまして、こういった施設の増改修に関しては、各事業部局のほうでつくるか否かというところがあるものですから、障がい福祉課で数自体をコントロールすることは難しいといった状況がございました。それによって開催回数自体が少なくなってしまうかもしれませんが、施設自体のチェック以外にも、システムの方法についてももう少しご議論いただくということもあろうかと思っておりますので、その辺は、次期福祉のまちづくり推進会議の検討材料とさせていただきたいと思っております。

○浅香副会長 ありがとうございます。

時間も大分迫ってまいりましたけれども、ほかにいかがですか。

（「なし」と発言する者あり）

○浅香副会長 それでは、これで本日の全ての議題が終わりましたので、会議を終了させていただきます。

長時間にわたり、どうもありがとうございました。

それでは、マイクを事務局にお返しさせていただきます。

### 3. 閉 会

○事務局（中田企画調整担当課長） 本日は、委員の皆様方から大変貴重なご意見をたくさんいただきまして、本当にどうもありがとうございました。

また、浅香副会長におかれましては、会長が不在ということで会議の進行等をしていただきまして、どうもありがとうございました。

また、ご出席された委員の皆様につきましても、本当にどうもありがとうございました。

第9期第2回福祉のまちづくり推進会議は以上で閉会とさせていただきます。

委員の皆様方におかれましては、2年間にわたりご意見等をいただき、本当にありがとうございました。

以 上